

[事案 27-143] 終身年金支払請求

・平成 27 年 12 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の更生計画により契約条件が変更された際、誤った説明を受けて契約を継続したことを理由に、説明どおりの終身年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 4 月に契約した夫婦年金について、保険会社の更生計画を受け、平成 13 年 5 月に本契約の契約内容変更についてのファックスを受け取ったが、そのファックスには、「生存の場合、養老年金を 10 年+夫婦どちらかが生存している限り受け取れる終身年金」と書かれており、この説明を信用し、契約を継続したので、説明どおりの終身年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

上記ファックスの内容は誤っていたが、裁判所の認可を受けた更生計画の内容に反する取扱いができず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人がファックスの内容を信じ本契約を継続したときの状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律にもとづき、更生計画によって一律に変更されているため、誤った説明があったとしても、本契約のみ内容を変更することはできないものの、以下の事情により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

本裁定手続前の当事者間の交渉段階で保険会社から和解案が提示されており、同和解案について裁定審査会として検討した結果、申立人にとって不利益になる内容でなくこれを妥当と判断した。そこで、事情聴取において申立人にその旨を説明したところ、申立人もこれに理解を示した。